



手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みについて

百十四銀行（頭取 綾田 裕次郎）は、手形・小切手の全面的な電子化に向け、2024年4月1日より以下のとおり対応を強化しますので、お知らせします。

2021年6月に閣議決定された政府の「成長戦略実行計画」では「2026年度末までの約束手形の利用廃止、小切手の全面的な電子化」が盛り込まれました。これを受け全国銀行協会は「2026年度末までに電子手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにすること」を目標とする自主計画を策定しています。こうした背景を踏まえ、当行では当座預金の新規口座開設停止のほか、手形・小切手をご利用中のお客さまに対しては、インターネットバンキングや電子記録債権（でんさい）等の電子的決済サービスへの移行、及び金融支援を積極的に行ってまいります。

記

1. 手形・小切手サービスへの対応

（1）当座預金の新規口座開設の停止

新規口座開設停止日：2024年4月1日（月）

既に口座をお持ちのお客さまは、引続き、利用可能です。

（2）2027年4月以降を期日とする期日管理が必要な手形・小切手の代金取立の受付停止

受付停止日：2024年4月1日（月）

2024年4月1日（月）より、全てのお客さまを対象に2027年4月以降を期日とする手形等（2027年4月以降を振出日とする先日付小切手を含む）について、代金取立の受付を停止します。

2. 当座預金の代替手段のご案内

当座預金の持つ各種機能につきましては、以下の代替手段があります。

当座預金のお預入れ機能	決済用資金のお預入れにつきましては、「普通預金（決済専用型）」または「普通預金」をご利用ください
手形・小切手の決済機能	代金の支払い等につきましては、「法人インターネットバンキング」、「でんさい」、「法人クレジットカード」等をご利用ください

以上